

## 意見発表

藤井

公明党神奈川県議会議員団を代表して、平成 29 年度第 1 回定例会建設・企業常任委員会に付託されました諸議案について意見を述べさせていただきます。

はじめに、平成 29 年度当初予算案についてであります。

平成 29 年度の当初予算案については、公共の施設の長寿命化、ゲリラ豪雨対策など安全・安心に向けた対応や東京オリンピックに向けた幹線道路の整備、市街地再開発事業などの県土のまちづくりの推進がバランスよく盛り込まれており、評価しております。今後の工事の発注に当たっては、地域の安全・安心を担う地元の建設業者等に配慮いただくとともに、ゼロ県債や新たに設定する 12 箇月未満の債務負担行為をしっかりと活用して工事発注の平準化を実現するよう要望いたします。

次に、県営住宅の今後の取組についてです。

住宅セーフティネットとして県営住宅の果たす役割は大きく、高齢単身の方やひとり親世帯など、今後住宅セーフティネットを必要とする世帯が増える傾向にあると思っております。県営住宅で全ての世帯を受け入れることは困難な中でどこに重点を置くのか、しっかりと県営住宅の在り方を議論していただきたいと思っております。

また、厳しい財政状況の中、老朽化した住宅を一気に全てを更新したり改修したりすることは難しいと思っておりますので、団地ごとの現状をしっかりと把握し、最適な整備手法を検討することは大変重要と考えております。そうした視点で検討を進め、既存の住宅ストックを有効に活用しながら、真に住宅に困窮する方々に安定的かつ持続的に住宅を提供できるよう取り組んでいただくことを要望いたします。

次に、ツインシティのまちづくりと公共交通アクセスについてであります。

平塚市大神地区では、区画整理事業が順調に進んでおりますが、その一方でツインシティのもう一つの核となる寒川町倉見地区のまちづくりが進んでいないと感じております。ツインシティは、その名のおり二つのまちづくりが一緒に進むことが必要ですので、倉見地区のまちづくりが進むよう、県がしっかりと寒川町を支援していただき、ツインシティのまちづくりを進めていただきたいと思っております。また、バスをはじめとする公共交通によりツインシティへのスムーズな移動が確保されることが重要であります。この公共交通の検討に当たっては、広域自治体である県が地域交通を担う市町をしっかりとコーディネートしていただくよう要望いたします。

次に、横浜北線と横浜環状北西線の整備についてであります。

明日、横浜北線が開通いたしますが、北線の開通により地元では横浜環状北西線の早期開通への期待がますます高まっております。横浜環状北西線が一日も早く開通するよう県としてもしっかりと整備促進に取り組んでいただくよう要望いたします。

また、昨今の高齢者の事故については、高速道路を逆走するというこれまで考えられなかったことが起きております。高齢者御自身にも病気などの原因もあるとは思いますが、その一方でカーナビを使っても高速道路の入り口が分かりにくいといった要因も大きいと考えております。情報化が進んだ 21 世紀ですから、事故がなくなるような出入口が実現できないかとも思っております。逆走しないような安全性の高い出入口の実現に向けた取組

もよろしく願いいたします。

次に、建設業者の社会保険未加入対策についてです。

建設業の担い手確保の面からも就労環境の改善は不可欠であり、その一環として社会保険未加入対策の取組は重要であります。国が示した100%加入の目標が達成できたかどうかといった検証については来年度になると思いますが、検証結果を踏まえて国も今後の対応を検討していくと聞いております。本県においても、建設業者の社会保険の加入促進に向け国の動向を踏まえながらしっかりと取り組んでいただくよう要望いたします。

最後に、神奈川県景観条例についてです。

本県の景観条例では、景観づくりの基本的理念を定めておりますが、地域の景観行政は地域に身近な市町村が取り組み、県は市町村を支援して景観行政を推進することとしております。景観条例が制定されてからおおむね10年が経過いたしますが、県内にはいまだ景観計画が未策定の状況にある市町村が9町村存在します。この9町村については他法令による規制があり、現在のところ問題は生じていないとのことですが、是非問題が生じていないうちにこれら9町村をしっかりと支援していただき、景観計画の策定など取組を推進するよう要望いたします。

次に、企業庁関係についてであります。

最初に、指定給水装置工事事業者制度への更新制の導入についてであります。

更新制度の導入は、給水装置工事事業者の実態把握や講習会を通じて事業者の方々の質の向上が図られると期待しております。また、給水工事を依頼したお客様においても、より安心して工事を依頼できる仕組みだと考えております。更新制度が導入された際には、県営水道も水道事業者として適切な体制を整えることを要望いたします。

次に、神奈川県営水道についてのお客様意識調査及び事業所調査の結果についてであります。

将来にわたっていつでも安心して利用できる水道であり続けるためには、お客様の声を的確に把握することが必要と考えております。今回のお客様意識調査や事業所調査の結果、更には水道フレーム等で得られた意見を今後の事業運営にしっかりと反映していただきたいと思っております。

次に、県営水道お客様コールセンターについてです。

お客様の周知により利用件数は順調に増え、お客様サービスの向上が図られていることが確認できました。また、水道事業所で自動音声応答、転送装置の導入を進めるとのことですが、お客様が電話を掛け直すようなことにならないように体制を整えることを要望したいと思っております。

最後に、新たな漏水調査技術の共同研究についてです。

漏水調査技術の向上に向けて官民連携により研修を行うことは大変有意義でありますので、この取組による成果を大いに期待しております。

以上、意見、要望を申し上げまして、当常任委員会に付託された全ての諸議案に賛成をいたします。